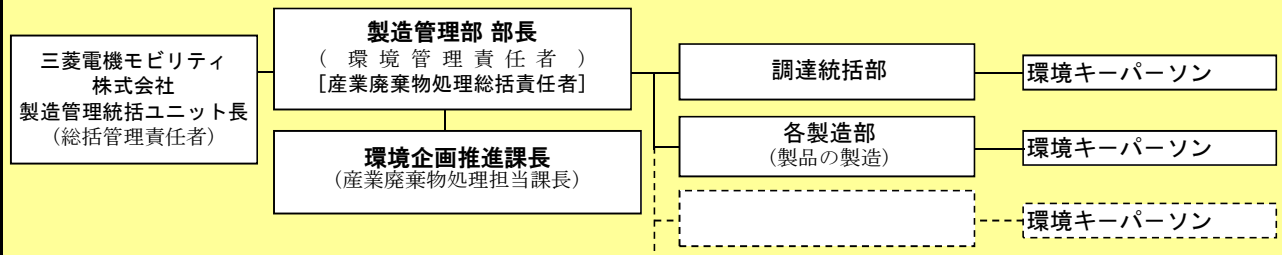


様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026 年 6 月 29 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 姫路市千代田町840番地	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 三菱電機モビリティ株式会社 製造管理統括ユニット ユニット長 齋藤 博志	
電話番号 079-298-7031	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	三菱電機モビリティ株式会社 広畑工場
事 業 場 の 所 在 地	姫路市広畑区富士町1番40
計 画 期 間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	その他の産業用電気機械器具製造業(2929)
② 事 業 の 規 模	— (姫路事業所全体での2025年度実績 4,130億円)
③ 従 業 員 数	2,142人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2025 年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	排 出 量	0 t	0.00 t	123 t	6 t
	(これまでに実施した取組) 強酸の排出抑制アイテムを検討する。				
②計画	【目 標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	排 出 量	0.1 t	0.00 t	123 t	6 t
	(今後実施する予定の取組) 強酸の排出抑制アイテムを検討する。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
	<分別している特別管理産業廃棄物の種類> 感染性廃棄物、強酸、引火性廃油、強アルカリ [廃油(引火性)に関しては、消防法の危険物の第四類の区分に準じ分別・保管] <分別に関する取組> 発生する廃棄物の分別を写真で見える化し、それぞれの廃棄物をアルファベットや数値で別名を付与し、廃棄場所にもこのアルファベットや数値を掲示することで分別と誤廃棄防止を徹底した改善を維持継続。				
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
	<分別予定> 上記 ①現状 に示す<分別している特別管理産業廃棄物の種類>からの変更予定なし。 <分別に関する取組> 上記(現状)の取組を継続実施する。				

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(2025 年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
	引火性廃油の有価物化(再生利用)の検討。				
②計画	【目 標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				
	引火性廃油の有価物化(再生利用)の検討。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(2025 年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目 標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				
	特別管理産業廃棄物の中間処理を実施する計画はない。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度(2025 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)					
	特別管理産業廃棄物の埋立処分は実施していない。					
②計画	【目 標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)					
	特別管理産業廃棄物の埋立処分を実施する計画はない。					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度(2025 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ	強酸	引火性廃油	
	全処理委託量	0 t	0.00 t	123 t	6 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0.00 t	123 t	6 t	
	再生利用業者への処 理委託量	0 t	0.00 t	123 t	6 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)					
	①. 全ての収集運搬・中間処理業者の現地確認を実施。 更に、代表的な最終処分業者の現地確認も実施。					
	②. 優良認定業者との処理委託契約率100%を維持。					
③. 定常的に排出される産業廃棄物に関して有効利用率(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)100%を達成。						

(第5面)

②計画	【目 標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強アルカリ		強酸	
	全処理委託量	0.1 t	0.00 t		123 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	0.00 t		123 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.00 t		123 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t		0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t		0 t	
	(今後実施する予定の取組)					
	これまでに実施した取組を継続実施する。					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2025 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	128 t				
	(今後実施する予定の取組等)					
	電子マニフェスト100%の運用を維持する。					
※事務処理欄						

(第6面)

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

主な発生源	産業廃棄物の種類		処理工程	
各種製造工程, 開発・実験	廃油	ノルマルヘキサン, カソリン	焼却	セメント原料化
各種製造工程	廃油	イソプロピルアルコール, アセトン等	焼却	セメント原料化
各種製造工程	廃酸	硫酸, 表面剥離剤等	中和	エマルジョン燃料化
各種製造工程	廃酸	表面剥離剤等	焼却	造粒固化, 建設骨材化
各種製造工程	廃アルカリ	各種製造工程	焼却	造粒固化, 建設骨材化
診療所	感染性※1	医療系廃棄物	焼却	造粒固化
	※1: 感染性産業廃棄物		焼却	埋立(管理型)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（2023年度）実績量
目標：今年度（2024年度）目標量

単位:トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
感染性廃棄物	0.00	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.06	0.06	0.06	0	0	0	0	0	0
強酸	123	123.1037	0	0	0	0	0	0	0	0	123	85	72	85	72	85	0	0	0	0
引火性廃油	6	5.7102777	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	5	5	4	4.1	0	0	0	0
合計	128.35655	128.91398	0	0	0	0	0	0	0	0	128.35655	90.06	77.693	90.06	76.0542	89.1	0	0	0	0